



豊島区 みどりの 基本計画

令和5年3月



「みどりのネットワークを形成する環境のまち」
～公園がつなぐ みどりのまちづくり～

豊島区みどりの基本計画 目次

1 計画策定の考え方——4

- 1-1 計画の目的 4
- 1-2 みどりの基本計画とは 5
- 1-3 計画の対象範囲 6
- 1-4 計画の期間 8

2 豊島区のみどりの課題——10

- 2-1 みどりを取り巻く課題 10
- 2-2 改定の主な視点 12

3 みどりの将来像と目標、方針——14

- 3-1 基本理念 14
- 3-2 みどりの将来像 16
- 3-3 計画の体系 18
- 3-4 計画の目標 19
- 3-5 基本方針 29

4 計画推進に向けた施策——38

- 4-1 施策体系 38
- 4-2 施策 42
 - [基本方針1]
みどりのネットワークをつくる 42
 - [基本方針2]
身近にふれあえるみどりを広げる 46
 - [基本方針3]
みんなでみどりを育み、大切さを伝える 50
 - [基本方針4]
拠点となるみどりを増やし活用する 52
 - [基本方針5]
地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる 55

5 地域別方針——60

- 5-1 駒込地域 62
- 5-2 巣鴨・西巣鴨地域 64
- 5-3 大塚地域 66
- 5-4 池袋本町・上池袋地域 68
- 5-5 池袋東地域 70
- 5-6 池袋西地域 72
- 5-7 雑司が谷地域 74
- 5-8 高田地域 76
- 5-9 目白地域 78
- 5-10 高松・要町・千川地域 80
- 5-11 長崎・千早地域 82
- 5-12 南長崎地域 84

6 計画の推進に向けて——88

- 6-1 各主体の役割と連携 88
- 6-2 計画の進行管理 90
- 6-3 新たな施策・取組の実現までの期間 90

【コラム】

- グリーンインフラとは 31
- インクルーシブとは 31
- 街路樹の役割 43
- 「居心地が良く歩きたくなるまち」づくり
～ウォーカブルなまちづくり～ 44
- 「みどりの縁むすび」 46
- 「いのちの森」「学校の森」 47
- 壁面緑化のすすめ 48
- 市民緑地認定制度とは 55

資料編——94

- 1 豊島区みどりの基本計画策定の経緯 94
- 2 前施策の進捗状況
(平成27年度から令和3年度まで) 96
- 3 豊島区の概要 102
- 4 豊島区のみどりの現状 110
- 5 用語の説明 127

1

計画策定の考え方

1-1 計画策定の考え方 計画の目的

みどりの基本計画は都市緑地法*に基づいて、豊島区の特性と独自性を活かした、緑地の保全と緑化の推進について定めたみどりの総合的な計画です。

区では平成4年に「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定後、平成6年の都市緑地保全法改正による「緑の基本計画」制度の創設に伴い、平成13年に法定計画として「豊島区みどりと広場の基本計画」を策定しました。その後、平成23年には「豊島区みどりの基本計画」に計画名を改めました。平成28年の計画見直しを経て、少子高齢化の進展に伴う公園緑地の対応、ヒートアイランド現象*の対策、都市の防災性の確保、都市景観の形成、生物多様性*の保全、幅広い区民参加によるまちづくりなど、様々なみどりのまちづくりに取り組んできたところです。平成23年の計画策定から10年が経過し、この間の平成29年に改正された都市緑地法及び都市公園法*の改正内容の反映が求められます。また、区が目標

す都市像「国際アート・カルチャー都市」として、“多様性を活かしたまちづくり”“出会いが生まれる劇場空間”“世界とつながり人々が集まるまち”を実現し、人中心の居心地が良くウォカブルなまちづくりを推進していく必要があります。【▶P44 参照】

さらに令和2年には内閣府より区が「SDGs 未来都市」に選定され、その中で特に先進的な取組が「自治体SDGsモデル事業」にも選定され、今後もSDGsの新しいモデルとなる持続可能なまちづくりに取り組んでいきます。【▶P38 参照】

今回の計画改定では最新の区内のみどりの現況をもとに、これまでの動向と区民のニーズの変化を踏まえ、公園分野をリードする豊島区として、誰もが快適に過ごすことができライフスタイルに潤いを与える、みどりの量・質ともに豊かなまちづくりを推進することを目的とします。

豊島区 アート・カルチャー都市構想



自治体SDGsモデル事業 国際アート・カルチャー都市 統合的取組

池袋駅周辺の4公園を核にした、まちづくり

暮らしの中にある小さな公園の活用



出典:「国際アート・カルチャー都市」の実現に向けて

人中心の居心地が良くウォカブルなまちづくり



池袋駅東西のシンボルストリートを中心としたウォカブルなまちづくり

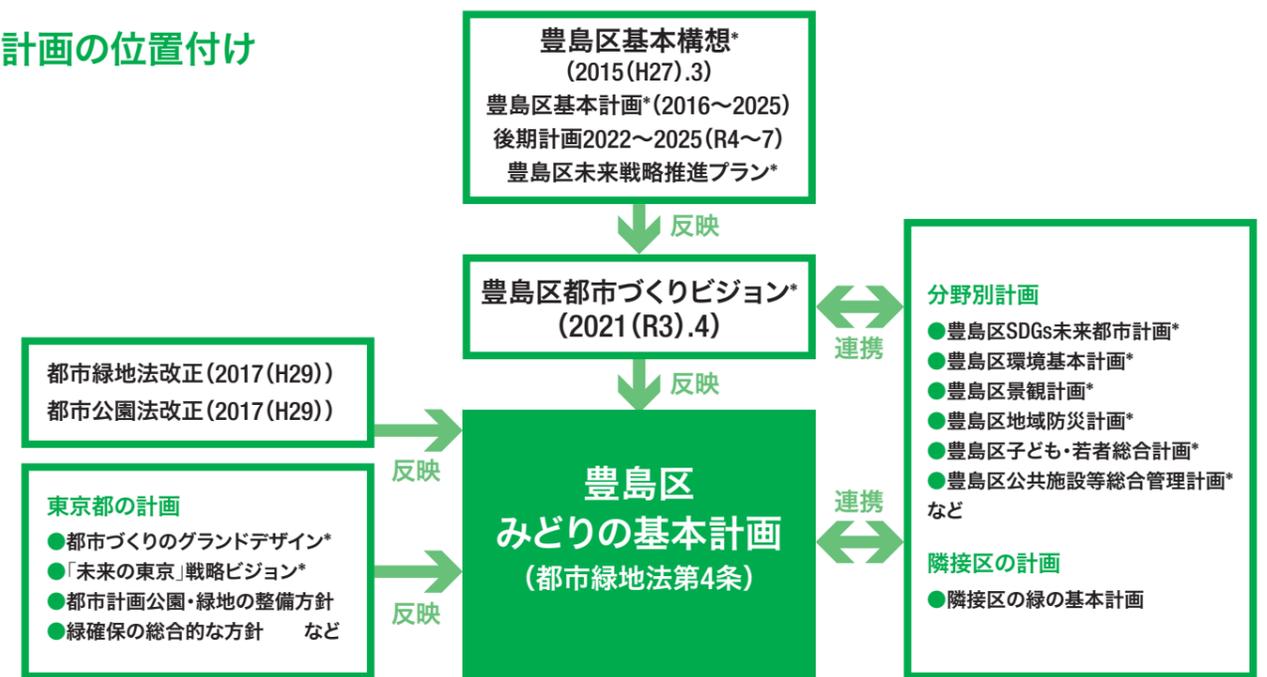
出典:「池袋東口と西口をつなぐウォカブルなまちづくり」



1-2 計画策定の考え方 みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定される計画であり、緑地の保全と創出及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために、その将来像、目標、施策などを策定するものです。

計画の位置付け

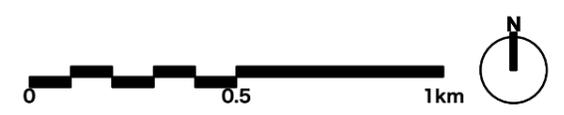
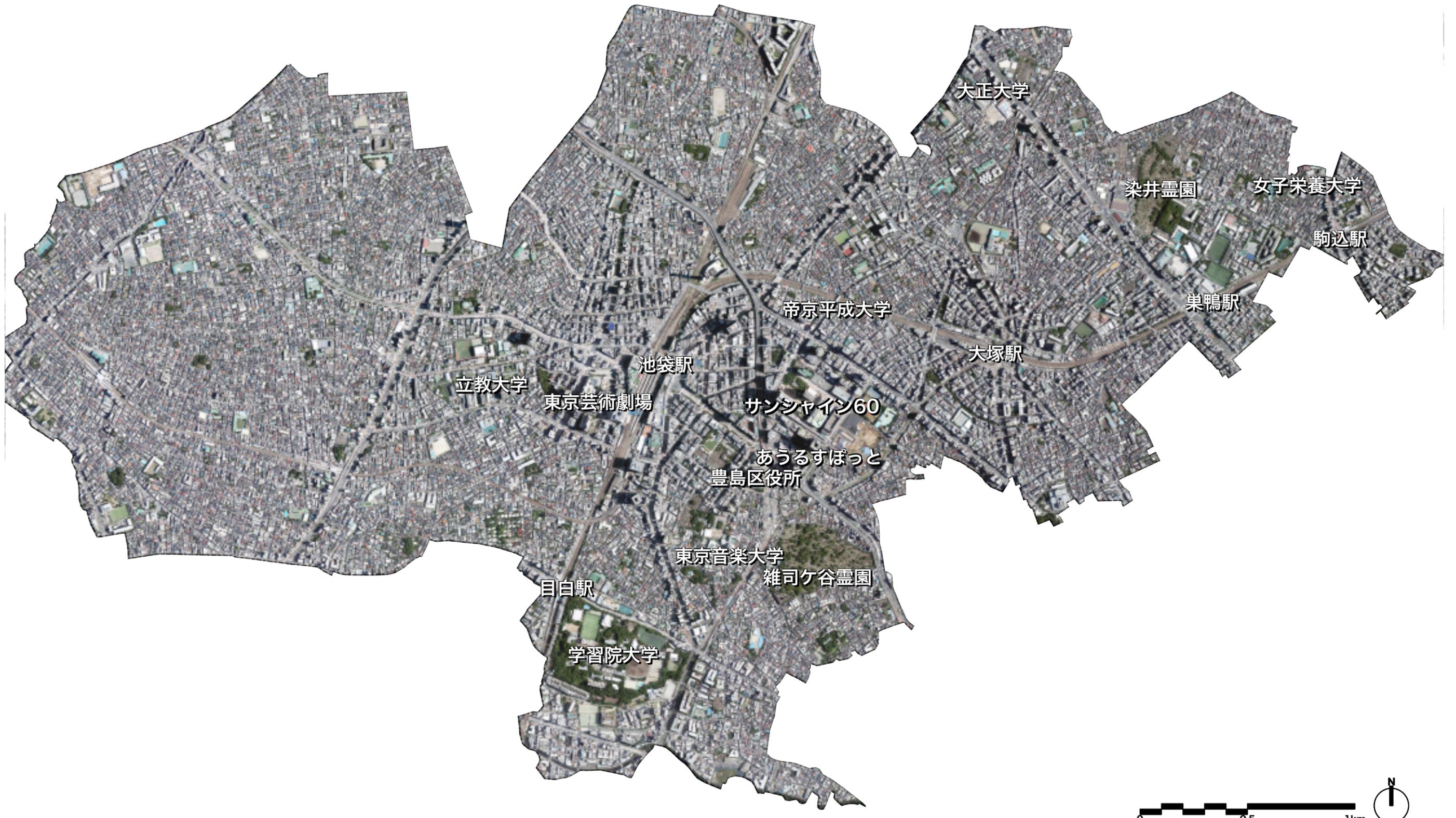


1-3

計画策定の考え方

計画の対象範囲

緑を保全し創出していくためには、公有地・民有地を問わず、あらゆる空間で緑化を推進していく必要があります。このため、本計画は豊島区全域を計画の対象区域及び緑化重点地区*とし、公園、道路、学校をはじめとする公共施設と民有地でのあらゆる緑化可能空間で緑化の推進を図ることを計画の内容とします。



1-4 計画策定の考え方 計画の期間

「豊島区みどりの基本計画」は、区全体の政策分野を対象とした「豊島区基本構想」および「豊島区基本計画」における環境分野（みどりのネットワークを形成する環境のまち）を実現するための計画です。

また、「豊島区基本計画」の実施計画である「豊島区未来戦略推進プラン」、目指すべき都市像を実現するための街づくりの基本方針である「豊島区都市づくりビジョン」と整合を図るとともに、環境保全に関する総合的計画である「豊島区環境基本計画」との連携を図ります。

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。目標の期間である令和14年度は、区制施行100周年の節目の年となります。

また、本計画をより実効性の高い計画とするために、事業の進捗状況、上位・関連計画の動向などを踏まえ、5年を目途に見直しを行います。そのために緑被率などの定期的調査を含め、区内の「みどり」の動向を継続的に把握していきます。

2

豊島区のみどりの課題

